

「みやざき材の家」普及促進支援事業実施要領

令和5年7月21日
環境森林部山村・木材振興課

第1 趣旨

この要領は、「みやざき材の家」普及促進支援事業の実施について、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)及び「みやざき材の家」普及促進支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義

- 1 みやざき材とは、県産材かつ合法木材をいう。
- 2 県産材とは、県内で生産、加工された木材をいう。ただし、県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は別途協議のうえ決定する。
- 3 合法木材とは、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材をいう。
- 4 産直団体とは、産直住宅の建築に取り組む団体であって、次の要件をいずれも満たすもの。
 - (1) 県産材活用住宅の建築又は県産材の利用拡大に取り組む3者以上の企業・団体が規約等を定め構成されるものであること。
 - (2) 産直団体の事務局は県内に所在し、かつ、県産材は構成員のうち県内に本社を置く企業・団体が供給していること。

第3 事業の実施等

1 事業計画

本事業を実施しようとする者(以下「事業実施主体」という。)は、別に定める期限内に、要綱に定める事業計画書(要綱別記様式第1号)を作成し、補助対象経費の根拠が確認できる見積書等の写しを添えて知事に提出するものとする。

2 事業計画の審査及び承認

知事は、提出された事業計画書について審査を行い、その計画内容が適切と認めたときは、事業実施主体に予算の範囲内で補助金を内示する。

3 事業の実施

事業実施主体は、内示を受けた事業について、補助金等交付申請書を提出するものとする。

4 実績報告

事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに要綱に定める事業実績書(要綱別記様式第1号)を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 対象住宅の建築に使用した県産材等使用証明書(別記様式第1号)
- (2) 契約書の写し、請求書の写し等
- (3) 実施状況写真及びPR活動の成果物写し等

5 事業の成果等

- (1) 事業実施主体は、事業の施工状況等が分かる資料や写真等について、県の求めがあった場合は、それに応じ提出しなければならない。

(2) 事業実施主体は、事業の成果について、県産材需要の維持・拡大のために公開することに同意するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月21日から施行する。
- 2 みやざきスギの家パートナー支援事業実施要領（令和3年5月11日定め）は廃止する。